

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における一斉臨時休業に係る対応について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策のため、名古屋市立小学校が臨時休業することに伴い、当該臨時休業期間中に自宅で保護者が見守ることができない児童について、対応を定めるもの。

2 対象期間

令和2年3月3日（火）から3月24日（火）まで

3 対象児童

自宅で保護者が見守ることができない児童（体調不良者を除く）

4 対応内容

月曜日から金曜日までの間について、学校において14時まで受入がされることとなったため、14時以降も引き続きトワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」とする。）で過ごすことができるよう対応する。

また、土曜日についても、自宅で保護者が見守ることができない児童については、トワイライトにて対応する。

《月曜日から金曜日までの対応》

8:45 ～14:00	全小学校	
	自宅で保護者が見守ることができない児童について学校で受入	
14:00～	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	原則として、学校で午前中から受入した児童を受入 ～18:00まで	原則として、学校で午前中から受入した児童を受入 【基本登録】～17:00まで 【選択登録】～19:00まで

《土曜日の対応》

9:00 ～18:00	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 ～18:00まで	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 【基本登録】～17:00まで 【選択登録】～18:00まで

5 その他

令和2年3月2日（月）については対応準備のため、トワイライトでの児童の受け入れ対応は行わない。

臨時休業期間終了後（令和2年3月25日（水）以降）については、感染拡大の状況を踏まえ、改めて判断する。